

外食産業で発生する食品ロスを減少させるためには、「食べきり」の取り組みの推進が大前提ですが、やむを得ず食べきれなかった場合の「持ち帰り」も一つの手段とされています。食べ残しの持ち帰りにあたっては、飲食店・消費者双方が合意することが重要ですが、法的責任関係が不明瞭であることや、持ち帰りに伴う飲食店の法的・衛生的な責任が課題となっていました。昨年12月に、消費者庁・厚生労働省より、飲食店が民事上・食品衛生上留意すべき事項や、消費者に求められる行動について整理したガイドラインが策定されましたので、ご紹介いたします。

ガイドラインについて

▶ 令和6年12月25日 消費者庁 厚生労働省『食べ残し持ち帰り促進ガイドライン ～SDGs 目標達成に向けて～』

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_02.pdf



対象

一般食堂、レストラン、ホテル等の飲食店営業（営業以外の学校・病院等の集団給食施設や、テイクアウト、デリバリーは対象外）

基本的な考え方

- ▶ まずは**食べきることが重要**。
- ▶ どうしても食べきれない場合は、食べ残しの持ち帰りも1つの有効な方法。
- ▶ 飲食店が消費者に一定の注意事項の説明等を行うとともに、消費者も自己責任のもとに持ち帰りを行うことで、飲食店及び消費者双方の協力と理解により持ち帰りの取組を促進。



飲食店が民事上・食品衛生法上留意すべき事項

民事上の留意事項

- 顧客が食べ残したものを持ち帰るには、**飲食店との合意が必要**。
- 合意にあたり飲食店は、顧客が持ち帰った食べ残しを**安全に消費するための注意事項の説明を行う**などの一定の義務を負う。
- 合意の内容には、飲食店は①**持ち帰る飲食物を特定して提供すること**（生ものなど食中毒の可能性が高い飲食物については合意しない）、②**持ち帰って食べる際の安全性に関する注意事項の説明をすることが含まれる**。
- 飲食店が**利用規約を定め**、これに基づいて合意をすることにより、合意の内容を明確化でき、飲食店は法的リスク等の予見可能性を高めることができる。

食品衛生法上の留意事項

飲食店が顧客に飲食物を提供した段階で「販売」行為は終了しているため、顧客が**食べ残したものを持ち帰る場面において食品衛生法上の新たな義務は生じない**。また、食品衛生法において食べ残し持ち帰りを禁止する規定もない。しかし、飲食物を提供した時点で既に異物混入等の食品事故の原因が存在しているか、飲食物を提供した後に顧客の行為等により異物混入等の食品事故の原因が存在したかは、保健所等の事後的な調査を経て初めて明らかになるため、**保健所等の調査の対象となる**。

▶ 消費者庁ホームページ
持ち帰りの際の注意点と利用規約(例)



食品衛生上留意すべき事項

消費者

- 持ち帰る食品は、**飲食店が認めた食品の範囲に限ること**。
- 容器等は飲食店が用意したものを使い、**移し替えは持ち帰る消費者が実施**。
- 帰宅するまでの時間が長くなる場合や気温が高い季節等は、**持ち帰りを断念する**。
- **速やかに喫食する**。温度が高いところに放置しない。
- 喫食時に手を付けた食品の食べ残しは、その本人が喫食する。
- **食物アレルギーがある者へ譲渡しない**。
- 異味、異臭等を感じた場合は**喫食しない**。

飲食店

- **HACCPに沿った衛生管理を行うこと**。
- 持ち帰りに適する食品の判断は**十分に加熱されている、常温保存可能、水分含量が少ないこと等**により検討。
生ものや半生など加熱不十分な食品は適さない。
- **清潔な容器と移し替え用の清潔な器具を消費者に提供**。
- 食中毒のリスクや、移し替え・持ち帰り・持ち帰り後の管理・喫食時の注意事項などは、**チラシ等**で消費者へ伝達。

食べ残しの持ち帰りは、**消費者の自己責任**であることが前提です。消費者は、食中毒リスク等について理解の上、持ち帰る際やその後の食品管理の責任は基本的に消費者にあることを十分に認識し、飲食店等からの説明事項を適切に遵守することが求められます。

2025年7月に発表された主な食中毒情報

発表日	発生場所	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	行政処分
7/1	愛媛県	19人	6月18・19日に提供した食事(推定)	サルモネラ属菌	集団給食施設(保育園)	5日間調理業務停止
7/2	北海道	13人	6月19日に提供した給食	ノロウイルス	飲食店営業(高齢者施設)	営業停止命令なし
7/3	福島県	16人	弁当	ノロウイルス	飲食店営業(弁当)	3日間営業停止
7/3	東京都	6人	6月21日に提供した食事(加熱不十分な鶏肉を含む)	カンピロバクター	飲食店営業	5日間営業停止
7/4	千葉県	15人	弁当	サポウイルス	飲食店営業(仕出)	3日間営業停止
7/7	宮城県	27人	弁当	ウエルシュ菌	飲食店営業(弁当)	3日間営業停止
7/7	東京都	—	6月21日に提供した食事	ノロウイルス	飲食店営業	5日間営業停止
7/9	福岡県	6人	6月23日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	2日間営業停止
7/9	兵庫県	54人	7月3日に提供した食事	ノロウイルス	飲食店営業(社員食堂)	3日間営業停止
7/10	宮城県	10人	カスタードケーキ	黄色ブドウ球菌	菓子製造業	2日間営業停止
7/11	東京都	4人	6月20・21日に提供した食事	腸管出血性大腸菌	飲食店営業	7日間営業停止
7/13	広島県	7人	7月8日に提供した食事(原因食品は調査中)	ノロウイルス	飲食店営業	営業禁止
7/14	神奈川県	4人	調査中	ノロウイルス	飲食店営業	1日間営業禁止
7/14	東京都	3人	6月26日に提供した食事(焼鳥を含む)	カンピロバクター	飲食店営業	7日間営業停止
7/14	愛媛県	76人	弁当	サルモネラ属菌	そうざい製造業	7日間営業停止
7/17	東京都	43人	仕出し弁当	黄色ブドウ球菌	そうざい製造業	3日間営業停止
7/17	宮城県	1人	刺身盛り合わせ(ヒラメ、アジ等)	アニサキス	飲食店営業	1日間営業の一部停止
7/17	鹿児島県	4人	7月8日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	6日間営業停止
7/18	東京都	—	6月26日に提供した食事(鶏肉料理を含む)	カンピロバクター	飲食店営業	3日間営業停止
7/18	東京都	9人	6月29日に提供した食事(鶏肉料理を含む)	カンピロバクター	飲食店営業	4日間営業等の停止
7/22	東京都	—	生鮮魚類を含むコース料理	アニサキス	飲食店営業	1日間営業停止
7/23	埼玉県	1人	7月20日に提供した食事	アニサキス	飲食店営業	1日間営業停止
7/23	東京都	17人	牛丼	ウエルシュ菌	通所介護事業所	注意・指導
7/23	静岡県	5人	7月18日に提供した食事	ノロウイルス	飲食店営業	営業禁止
7/23	沖縄県	4人	6月27日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	5日間営業停止
7/24	東京都	6人	7月5日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	3日間営業停止
7/24	熊本県	2人	7月11日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	2日間営業停止
7/25	岩手県	18人	7月19日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	3日間営業停止
7/26	愛媛県	19人	7月18日に調理販売した食品	サルモネラ属菌	飲食店営業	3日間営業停止
7/28	東京都	1人	刺身(ヒラメ、タイ)	アニサキス	魚介類販売業	1日間営業停止
7/28	愛知県	31人	サンドイッチ	ノロウイルス	高齢者施設	注意・指導
7/28	福岡県	3人	7月9日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	2日間営業停止
7/28	岐阜県	4人	7月11・12日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	営業禁止
7/28	大阪府	4人	7月19日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	2日間営業停止
7/29	東京都	1人	7月8日に提供した食事	アニサキス	飲食店営業	1日間営業の一部停止
7/29	福岡県	3人	7月18日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	2日間営業停止
7/30	東京都	3人	7月12日に提供した食事	カンピロバクター	飲食店営業	5日間営業停止
7/30	東京都	—	鮮魚料理(しんこ、イワシを含む)	アニサキス	飲食店営業	1日間営業の一部停止
7/31	青森県	4人	7月12日に提供した鶏レバー串を含む調理食品	カンピロバクター	飲食店営業	5日間営業停止

●この食中毒情報は、新聞やインターネット等の情報を基に作成しています。なお、今後患者数や病因物質等が変わる場合があります。 ●(一)表記は情報なし。

2025年7月に公表された主な行政情報

- 厚生労働省**
 - ・2025年7月28日 事務連絡 ランピースキン病の発生に係る牛の取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/001524833.pdf>
 - ・2025年7月28日 健生発0728第3号と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001524834.pdf>
 - ・2025年7月31日 令和7年度「全国労働衛生週間」を10月に実施
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60242.html
- 農林水産省**
 - ・2025年7月7日 GFP「輸出支援サービスラボ」で、日本の農林水産物・食品輸出の課題解決に貢献するサービスを公開中です！
https://www.maff.go.jp/j/press/yusuyutu_kokusai/s_keisei/250707.html
- 消費者庁**
 - ・2025年7月4日 「ミネラルウォーター類のPFOS及びPFOAに係る規格基準」に関するQ&A
https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_pollution/pfas/qa/
 - ・2025年7月22日 保健機能食品等に関する説明会について
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_health_claims/info_session/
- 食品安全委員会**
 - ・2025年7月18日 有機フッ素化合物(PFAS)「評価書に関するQ&A 第6版:令和7(2025)年7月18日更新(Q10、Q14を更新、Q15～Q17を追加)
https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/pfas_faq.html



アンケートに
ご協力ください

今後の紙面づくりの参考にさせていただきたく、情報紙『SARAYAコミュニケーション』
についてのアンケートへのご協力をお願いいたします。

<https://forms.gle/1vd6nzdRoeYEXGk57> ◀◀ アンケートはこちらから ▶▶

